

議 第 467 号

平成26年12月11日提出

熊本市土地利用審査会条例の一部改正について

熊本市土地利用審査会条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市土地利用審査会条例の一部を改正する条例

熊本市土地利用審査会条例（平成23年条例第87号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第2条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

（組織）

第2条 審査会は、委員7人をもって組織する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（提出理由）

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）の一部改正に伴い、土地利用審査会の委員の定数を定めるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。